

○6番（深谷渉議員） おはようございます。6番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、エシカル消費についてでございます。

新時代の消費者のあり方としてのエシカル消費、つまり倫理的消費についてお伺いをいたします。

初めに、エシカル消費の認識についてお伺いをいたします。

政府は、このほど消費者庁が2017年から徳島県に開設していた新未来創造オフィスを拡充し、来年の2020年から新未来創造戦略本部として消費者行政の研究などを進める常設拠点にすると発表いたしました。

消費者庁と徳島県が連携し、地方から新時代の消費者像の構築を期待したいと思えます。中央省庁である消費者庁の基幹となる部局が地方に置かれる意義も大きいとの声も聞きます。これは、これまで積極的に消費者教育などに取り組んできた徳島県の貢献が評価されているようであります。

さて、大量生産、大量消費から省エネ社会へ、さらに、地球環境保護の時代へと変わりつつある現在、新しい消費者意識を喚起し、広めることは、世界的要請となつてきております。

現在、新時代の消費者のあり方として注目されているのが、エシカル消費、つまり倫理的消費であります。エシカル消費とは、「環境」「人と社会」「地域」のためになるかどうかを考えながら、商品やサービスを選択することです。

例えば、環境への配慮なら、自然エネルギーを活用したり、エコマークつきの商品や有機農産物を選ぶ。人と社会への配慮なら、障害のある人が作ったものや途上国から適正価格で継続的に輸入されたもの、つまりフェアトレード商品を買う。地域への配慮では、地産地消を心がける。こうしたことを日常生活の中で実践することです。

これによって、地球環境破壊や不当な労働搾取が潜んでいる商品が排除され、経済活動のゆがみを是正につなげることができます。まさに、商品を通じた世界との対話ではないでしょうか。

また、エシカル消費は、国連が2030年の達成を目指し進めている持続可能な開発目標SDGsの活動にも合致しております。SDGsの12番目の目標、「作る責任、使う責任」では、キーワードとして、持続可能な生産と消費が挙げられております。

SDGsの達成のためにも、新時代の消費者像を提示することは喫緊の課題の1つであると思えます。

そこで、エシカル消費の認識についてお伺いをいたします。

次に、エシカル消費を喚起し、広める施策の展開についての現状とこれからの対策についてのご所見をお伺いいたします。

(2)として、小中学校における消費者教育についてお伺いいたします。

小中学校においては、以前より消費者教育が行われております。そこで、消費者教育の現状についてお伺いをしたいと思います。

次に、エシカル消費の考え方を消費者教育の指導に導入するかについてご所見をお伺いいたし

ます。

徳島県と消費者庁は、今年12月にエシカル甲子園2019を徳島市内で開催いたします。全国の高校生がエシカル消費について発表する場であります。高校のエシカル消費の取り組みとしては、エシカル消費リーディングスクールの指定が3校あり、エシカルクラブ設置が28校とまだまだ少ない状況ですが、エシカル消費の普及はこれから広がっていくと考えられます。

エシカル消費の普及が広まる中、消費者教育を指導する立場の小中学校の先生がエシカル消費をすることで、グローバルにつながり、世界の人々の人権を守り、貧困から救い、幸せを届け、地球環境も守ることができるエシカル消費の考え方を十分に理解して教育するのとしめないのとは、児童生徒の理解の違いは大きく変わってくると思います。

このエシカル消費の考え方を消費者教育の指導に導入することについてのご所見をお伺いをいたします。

次に、食品ロスについてお伺いをいたします。

食品ロス対策の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

まだ食べられる状態の食べ物が捨てられる食品ロス。その削減に向けた取り組みを強めるべきと考えております。消費者庁の統計を見ると、27年度の食品ロスが推計で646万トンに上っております。これは、この数字は、国連世界食糧計画による食糧援助量の約320万トンの2倍になります。見過ごせない点は、日本の食品ロスの半数は家庭から出たものであります。しかも、増えているのが現状であります。

消費者に向けた取り組みをどう強化するのか。食品ロス削減を一層進めるには、この点に知恵を絞る必要があることは明らかであります。

本市の食品ロス対策の現状をお伺いいたします。

次に、「食品ロス削減の推進に関する法律」、以下「食品ロス削減推進法」と言います。について概要をお伺いします。

本年5月24日には、「食品ロス削減推進法」、これは議員立法で成立いたしました。この法律では、食品ロスの問題が国連の持続可能な開発目標SDGsで言及されるなど、国際的な重要課題で、食料の多くを輸入に依存している日本として、真摯に取り組むべき課題であることを明確にしております。その上で、食品ロスの削減を、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みと定義、そして、無駄になる食品を減らすことを目指し、国や自治体、事業者、消費者などの多様な主体が連携して、国民運動として推進するために制定すると宣言をしております。この法律によって、食品ロスへの取り組みが加速することを念願するものでございます。

そこで、この推進法の概要についてお伺いをいたします。

続きまして、未利用食品等を提供するための活動の支援の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

家庭で余っている食べ物、お中元やお歳暮でいただいたものの「家では食べないよね」という物、安売りやまとめ買いで買い過ぎてしまった物。備蓄していたが使わなかった物。冠婚葬祭で

いただいた茶葉や菓子、海外旅行のお土産でいただいた物など、そのような食料を捨てないで持ち寄り、食べ物に困っている人や福祉施設などに寄附する取り組みを「フードドライブ」と言いますけれども、私は、この食品ロスに関する質問を平成28年6月にもさせていただきました。そのときの質問内容に、未利用食品等を提供するための活動の支援として、フードバンクへの支援、フードドライブについて取り決めをお願いをいたしました。

本市の未利用食品等を提供するための活動、フードドライブの支援の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

大きな3番といたしまして、災害対策について、次、伺います。

地区防災計画についてでございます。

本市の地区防災計画に関しての取り組み状況についてお伺いをいたします。

防災計画には、従来から国の防災基本計画があり、自治体を立てる地域防災計画などがあります。それに加え、町会、自治会、マンションやマンションの管理組合など、地域のコミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が平成25年の「災害対策基本法」の改正で創設されました。

これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度であります。災害発生時には、自治体や消防の工事は当然行われますが、より減災に大きな役割を担うのは「自助や共助」であります。

この視点に立てば、市区町村単位よりも小さな地域コミュニティで作る地区防災計画の必要性が出てきます。この地区防災計画を立てる単位は、先ほど言いました町会、自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。

現在、本市では、地区防災計画に関して、どのような取り組みが具体的に行われているのかお伺いをいたします。

続きまして、地区防災計画の制度の普及・啓発活動について現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

この地区防災計画の全国的策定状況は増えてはきているものの、まだ少ないようであります。本市では、町会単位で自主防災組織がありますが、町会が地区防災計画の作成主体になることは、人的な問題等から難しいのではないかと思います。

そこで、今、本市で設立を進めております新たなコミュニティ単位での策定を進めてはどうかと考えます。このコミュニティ単位での計画の推進とあわせて、本市における地区防災計画の制度の普及・啓発活動の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

続きまして、本市の地域防災計画に地区防災計画を規定することに対するご所見をお伺いいたします。

地域の実情に合わせたこの地区防災計画は、本市の地域防災計画に位置づけ公助の仕組みと連動させることで実効性が高まってくると思います。災害対策基本法の中には、各自治体の地域防災計画に地区防災計画を規定する方法としての条文がありますが、規定することに対するご所見

をお伺いいたします。

最後に、大きな4番として、市営霊園についてお伺いをいたします。

市営霊園の管理についてお伺いをいたします。

本市の各霊園の管理料と管理方法の現状についてお伺いをいたします。

古くから山間部に墓地を所有していた人が高齢でお墓参りに行けないので、霊園を求める人が徐々に増えておるようです。そこで、本市の霊園の管理についてお伺いをいたします。

本市の霊園は、太田、金砂郷、水府、里美地区において、区画ごとに統一された管理料にはなっておりません。また、管理方法も瑞竜霊園は市が直接管理を行っておりますが、そのほかの霊園は霊園使用者による管理組合によって管理を行っております。

そこで、本市の各霊園の管理料と管理方法の現状をお伺いいたします。

続きまして、市で統一して各霊園の管理することについての課題についてお伺いをいたします。

霊園使用者による管理組合の中には、墓地所有者が地元に住居しておらず、墓地だけある世帯、高齢で清掃作業等の管理業務に参加できない世帯など、組合の運営維持が難しく、組合を解散して市に管理をお願いしてもらいたい組合もあるようでございます。

瑞竜霊園以外の霊園でも、市が直接管理する方法での検討を始めてもよいのではないかと考えておりますが、その方向性と課題についてお伺いをいたします。

以上4点の質問をいたしました。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 市民生活部に係る3点のご質問にお答えいたします。

まず初めに、エシカル消費についてのご質問にお答えいたします。

本市では、これまでエシカル消費を認識して施策を展開してきたわけではございませんが、地産地消の推進やエコ住宅機器設置補助事業、地域におけるリサイクル活動促進などの各種施策につきましても、結果として、エシカル消費の拡大に資するものであると考えておるところでございます。

今後は、これらの施策を継続してまいりますとともに、このエシカル消費を市民にどのように周知を図っていくか、先進事例等を調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、食品ロス対策の現状と今後の対応についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の食品ロス対策の本市の現状についてでございますが、国や茨城県からの通知等に基づき、食品ロス削減や宴会等で食べ残しを減らす3010運動の広報やPRを行っております。

また、昨年度策定いたしました第3次常陸太田市環境基本計画におきましても、市民や事業者の方が日常生活や社会経済活動において、自発的に取り組むことができるよう食品ロスを削減するための具体的行動を定めるとともに、環境基本計画の概要版を各家庭に配布し、食品ロス削減を推進しているところでございます。

さらに、学校教育におきましても、環境教育を通し、食品に対する感謝の気持ちを育むことや食べ残しの削減を目的とした指導を行っております。

2点目の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の概要についてでございますが、まだ食べることができる食品が廃棄され、大量の食品ロスが発生している現状から、国、地方公共団体、事業者、消費者等がそれぞれの立場において、主体的にこの活動に取り組み、社会全体として対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、食品ロスの削減を推進するための法律でございます。

その内容としまして、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割と関係者相互の連携協力を図ること、食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月を食品ロス月間として定めること、政府は食品ロスの削減に関する基本方針を策定し、都道府県、市町村はその基本方針を踏まえて、食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならない旨が盛り込まれております。

また、基本的施策といたしまして、消費者や事業者等に対する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及、食品ロスの削減に顕著な功績のある者への表彰、食品ロスの削減についての実態調査、食品ロスの削減方法について、先進的な取り組み等の情報の収集及び提供、未利用食品等を提供するためのフードバンク活動支援などが定められております。なお、この法律は5月に公布され、10月施行予定でございますので、今後、国や県の動向を注視しながら適切な対応をしてまいります。

続きまして、市営霊園の管理についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の市営霊園の管理料と管理方法の現状でございますが、現在市営霊園は17カ所ございまして、管理方法につきましては、議員ご発言のとおり、市が直接維持管理を行う方法と共同墓地と同様に、霊園使用者により管理組合を設置し、市がその管理組合に草刈り、清掃などの維持管理業務を委託する方法の二通りございます。

管理料につきましては、最も高いところで年額6,480円、最も安いところで年額1,750円となっており、区画面積のほか、直接管理か管理組合による管理かによって異なっております。平均的な区画面積である10平方メートルの区画と比較いたしますと、市が直接管理を行っている霊園では年額5,400円ですが、管理組合が管理している霊園では年額1,750円と安くなっております。

2点目の、市側で統一して各霊園の管理をすることの課題についてでございますが、市が統一して管理する場合、維持管理にかかる経費相当分を管理料として徴収するため、これまでより管理料が増加することが一番の課題でございます。

維持管理業務を委託しております一部の管理組合では、少子・高齢化の影響等で管理運営が困難との相談がございますことから、そのような管理組合に対しましては、組合の状況を把握し、調整してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 エシカル消費について、小中学校における消費者教育について、2つの質問にお答えいたします。

まず、学習指導要領における消費者教育の現状についてお答えいたします。

消費者教育とは、経済の仕組みが変化していくこれからの社会において、児童生徒が自ら進んで知識の習得や情報の収集を行い、考え、行動できる。つまり、自立した消費者になるためのものであります。小中学校においては、現行学習指導要領で主体的に生きる消費者を育むなどの視点から、消費者教育の充実が示され、主に社会科、家庭科で取り組んでおります。

具体的な例を挙げますと、小学校では、社会科において、地域の社会生活を営む上での大切な法や決まりについて、また、家庭科においては、金銭の使い方や身近な物の選び方、買い方などの消費者教育を行っております。

さらに、中学校では、社会科の公民分野において、金銭や契約、消費者行政などについて、また、技術家庭の家庭分野においては、消費者の権利や環境に配慮した消費生活などの消費者教育を行っております。

次に、エシカル消費の考え方を消費者教育の指導に導入することについて所見を述べたいと思います。

小学校においては、来年度、令和2年4月より、中学校においては、令和3年4月より実施される新学習指導要領において、持続可能な社会の作り手となることが求められております。このことから、教師がE S D、持続可能な開発のための教育やS D G s、持続可能な開発目標の実現につながるエシカル消費、よりよい社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動の考え方について再確認し、指導に取り入れ、児童生徒が自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫できるようにするために、消費者教育の一層の充実を努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 食品ロスについての3点目の未利用食品等を提供するための活動の支援の現状と今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

未利用食品等を提供する活動として、フードバンクやフードドライブといったものがございますが、フードドライブはストック機能を持たず、リサイクルキャラバンなど各家庭で余った食品等を持ち寄り、それを必要とする方にフードバンクなどを通じて寄附する活動でございまして、フードバンクは家庭や企業などから食品等の寄附を受けてストックし、これを必要とする家庭や施設などに無償で提供するまでの一連の活動全般となっております。

この活動は、生活に困っている人の支援につながり、寄附する側では、廃棄コストの削減となり、行政等におきましては、備蓄食料等を入れかえる際、廃棄をせず支援に回せば、食品廃棄物の抑制を図れるとともに、可燃ごみ焼却量の削減にもつながります。

活動の現状といたしましては、食品関連企業や一般家庭等から寄附された食品等を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等への配布が行われており、本市におきましても、社会福祉協議会とNPO法人フードバンク茨城が平成29年5月19日に確約書を結び、活動への協力を行っているところでございます。

現在、食品の収集箱、「きずなボックス」と申しますけれども、こちらのほうを市総合福祉会

館正面入り口付近に設置しまして、一般家庭から未利用、食品の寄附をいただき、寄附された食品はフードバンク茨城に回収され、フードバンク茨城と連携している自治体や社会福祉協議会などを通じ、生活困窮者や児童養護施設などの福祉施設に無償で提供されております。

なお、本市の「きずなボックス」で、平成30年度に寄附された食品は285.7キログラムでございました。寄附いただく食品につきましては、品質に問題のない食品で、賞味期限が2カ月以上残っており、すぐ食べることのできる米、乾麺、缶詰やレトルト食品が重宝されますが、必要な食品が計画的に集まるわけではなく、県内におきましては、カスミグループ、JA、生協、茨城いすず自動車等も協力企業となっておりますが、提供の依頼が増加しつつあり、集める活動と配る活動の双方のバランスの確保が課題となっているところでございます。

本市では、現在、市社会福祉協議会のホームページや年4回発行の市社会福祉協議会の広報紙「おおたの福祉」やイベント開始時のチラシ掲載等を行っておりますが、今後は市広報紙等への掲載など、活動のさらなる周知啓発に努めますとともに、市役所本庁、各支所等への「きずなボックス」の設置につきまして、フードバンク茨城と協議を行い、検討してまいります。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 災害対策における地区防災計画について3点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の本市の地区防災計画に関する取り組み状況でございますが、本市におきましては、平成23年度までに市内124の全町会におきまして、自主防災会が設立されている状況でございます。

本市の自主防災会は、町会単位で組織されておりますことから、地域の実情に精通しておりますので、災害時には迅速に対応することが可能となっております。

東日本大震災の際にも、自主防災会が中心となりまして、自主的に避難所を開設するなどきめ細やかな対応をとることができているところでございます。

なお、現在は、各自主防災会が防災訓練や機材の点検、防災に関する講座等に積極的に取り組んでおります。昨年度は124町会のうち、半数を超える66の町会が防災訓練を実施いたしまして、さらには、18の自主防災会におきましては、防災関係の講座を受講しているところでございます。

議員ご質問の地区防災計画の策定の取り組みでございますが、組織設立の際に、規約のほか、組織体制や業務分担などが定められたところではございますが、現時点で、地区防災計画の策定に取り組んでいる自主防災会はない状況でございます。

その背景といたしましては、当市の自主防災会は町会単位という小さな組織でございますので、議員ご発言のとおり、計画策定を担う人材の確保などの課題があるものと考えてございます。

2点目の地区防災計画の制度の普及、啓発活動についての現状と今後の取り組みでございますが、地域住民の方々が自らの地域の防災計画を策定することは、災害発生時における自助と共助の活動を進める上で重要なことと認識してございます。

そのため、現時点におきましては、自主防災リーダー研修会の開催や防災訓練の支援、防災士

資格取得への補助などに取り組むことにより、自主防災会の組織強化とリーダー養成に重点的に取り組んでいるところをごさいますて、今後、各自主防災会の現状を考慮の上、地区防災計画の策定の推進について検討をしてみたいと考えております。

また、コミュニティ単位での地区防災計画の策定につきましても、構成する自主防災会の状況も踏まえた上で、あわせて検討をしてみたいと考えております。

3点目の本市の地域防災計画に、地区防災計画を規定することに対する所見とのことをごさいまするが、本市の地域防災計画には災害対策基本法に基づき、自主防災組織などから防災会議に提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を規定することができる旨を規定しているところをごさいまする。

地区防災計画を、市地域防災計画に位置づけることは、市が地区固有の災害の種類や災害時の地区の動きを事前に把握することができること。さらには、災害時における「自助、共助、公助」の連携強化につなげることができることなどから、地区防災計画の策定の動きがございましたらば、策定の支援に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に移らさせていただきます。

初めに、エシカル消費についてお伺いをさせていただきます。エシカル消費、真新しい言葉だったなという方もいらっしゃるかと思うんですけど、結構、前から話があったということで、私も再認識をいたしまして、2010年ごろから、このエシカルという言葉が徐々に使われ始めたということをごさいまする。

これが東日本大震災以降、社会貢献の意識が日本中で強くなりまして、2015年10月には、かなりの、いわゆるグーグルのアクセス数ですけど、これが増えてきたというような話を聞いております。

今、世界で、20世紀初めは、15億人だった人口が現在約77億まで増加いたしました。私たち人類は、今、人新世という時代を生きていると言われております。人新世とは、人類が地球の生態系や気候に大きな影響を及ぼすようになった近年の地質学的な時代をあらわしていると言います。果たして、人類は、地球は持続可能なのかと誰もが不安を抱く時代をごさいまする。地球は無限であり、経済も永久的に成長できると信じていた時代は完全に終わりました。

これからは、地球は有限であり、経済成長が全てではなく、共生、共存、シェア、リタの概念を持たなければ持続可能ではないということが明らかになってきております。この新しいパラダイムを作る1つの有効な考え方がエシカルということをごさいまする。

この背景をいたしまして、若干長くなりますけれども、お時間いただきまして述べたいと思います。

世界では、深刻な環境破壊や地球温暖化、賃金の安い途上国での労働搾取や児童労働などの問題が起こっております。例えば、カカオ豆やコーヒー、パーム油、コットンなどの生産現場では

深刻な状況であります。原因の1つは、資本主義社会に見られるグローバル経済の席卷でございます。生産コストを大幅に下げて、安い商品を大量に売るビジネスモデルの拡大によって、そのしわ寄せが環境の破壊や途上国での搾取につながっております。法に触れないからと言って、利益のみを追求する企業が環境を破壊し、途上国で労働搾取することが果たして正しいことなのかどうか。大量生産されたものが安価でいつでも捨てることができるからと言って、消費者である私たちは購入しては廃棄するというサイクルを続けてもよいのかという疑問がございます。

そこで、労働搾取という面もありますけれども、私も、質問の中で、この中でフェアトレードという言葉を使いました。このフェアトレードについて、ちょっと若干ご教示いただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みであり、フェアトレードにより生産された製品には、フェアトレード認証のラベルが張られており、この製品を購入することもエシカル消費の1つでございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 私は、このフェアトレード、非常にエシカル消費の中でも、キーワードだなというふうに思っております。ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、ラナプラザの悲劇というのがございました。2013年の4月に、バングラデッシュで、8階建てのラナプラザ縫製工場の崩壊の事故で、約1,130名の方が亡くなりました。亡くなった方は18歳から20歳の若い女性であります。

この工場では、欧米で販売されている人気のファストファッションのブランドの服が作られていまして、従業員が4,000人いまして、その約8割が今言った18歳から20歳の女性でありました。見習い時給が12セントという低賃金で、1日13・4時間働かされたと報告されております。

不法に建て増しされた5階から上がマシンなどの振動によって崩壊した事故は、欧米のニュースで連日取り上げて、ファストファッションの裏側を知ることになったと、多くの消費者が大きなショックを受けたという報道があったそうであります。

ほとんど、この4,000人のうち1,130人がこの18歳から20歳の若い女性であった。労働搾取されて、そのうち命を奪われてしまった。低賃金で働かされて、そういった形で作られた商品。これは果たして我々が買う気になるかどうか。安ければいいんだというそういう考え方はなくて、やはり商品のその背景まで知った消費、これがエシカル消費、フェアトレードにつながっていく。そういったことだと思います。

そういった意味で、このエシカル消費、消費の喚起を市として進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、食品ロスについてであります。

ちょっと資料があちこちしまして済みません。食品ロスでございますけれども、今社協で進めているということで、茨城フードバンクで提携して進められているということで、始まったばかりということで、量的なものとしてグラム数で表現されましたけれども、お聞きしましたら、数量がわからないという、グラム数しかわからないということで、何キロということだそうでございますけれども、まだまだ少ない状況であるかと思えます。やはり、市民自体がそういったものがあるという、「きずなボックス」というのがあること自体がなかなか理解できていないのではないかなと思えます。

これから、支所とか本庁にも置く予定で計画されるということでありますので、しっかりこうアピールしていただいて、特に、社協等は民生委員さんなんかとの会合とか、いろんな会合等が開かれておりますので、そういったところで、若干1・2分お時間をいただいて、その「きずなボックス」のアピールをしながら、どんどん口コミで。紙媒体というのは、なかなか広がり難いかなと思えますので、口コミでどんどん広げていただきたいなと思っております。

食品ロスについては、以上でございます。

続きまして、地区防災計画についてでございます。本市では、まだ取り組みが具体的にはされていないということでありまして、また、その単位も非常にどういう単位で進めるかということもまだまだ決まっていないかと思えます。

そこで、私、お聞きしたんですけれども、水戸などでは、全地域でこの完了済んだと、地区防災計画をされたということで、全国的にも非常に注目されているところであるそうですけれども、その状況などは把握されているかどうかお伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

水戸市におきましては、小学校区単位で地域コミュニティが結成されておりまして、その34全ての地域コミュニティにおきまして地区防災計画が作成されている状況でございます。

また、この計画の策定に当たりましては、共通のひな形を作成した上で、地区ごとに説明会を開催して、地区ごとの災害リスク等を把握した上で、計画を作成し、毎年状況の変化に応じて見直しを行っているというふうに伺っております。

なお、水戸市の防災会議のほうには、随時その状況等を報告しているということでございますが、水戸市の地域防災計画への規定はされていないという状況でございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

全て終了を水戸がされているということでございます。小学校単位ということで、34小学校単位で作られている、結構範囲が広がっているのかなと思えます。

その辺が本市でも広める単位として、今後考えていく部分なのかなと思えますので、ぜひ新たな地域コミュニティ単位、または、また別な方法を考えていただいて進めていただきたいなと希望いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、市営霊園についてでございますけれども、管理組合でなかなかこの運営が、組織自体

も進まなくなったという方，そういった管理組合に対して，やはり，こう寄り添って，意に沿うように，その対策を進めていただきたいなと要望いたしまして，私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。